

# 神奈川県地域社会事業賞 表彰要綱

(趣旨)

## 第1条

この要綱は、福祉、国際交流、教育、文化、環境、町おこしなどの各分野で、自主的な取り組みを通して地域に貢献している市民レベルの活動を顕彰し、併せて報道し、広く県民・読者に、そうした活動あるいは団体・グループ（以下あわせて「団体」という）を知ってもらうことを目的として、表彰するのに必要な事項を定める。

(主催および後援、協賛)

## 第2条

1. 主催は、神奈川県新聞社および（財）神奈川県厚生文化事業団とする。
2. この事業の実施にあたり、協力を得ることが必要と思われる関係機関に対して、後援を依頼することが出来る。
3. この事業の実施にあたっては、その趣旨に鑑み、協賛名義は付さないものとする。但し、付随して実施する関連事業に限定しての協賛については、この限りではない。

(経費)

## 第3条

この事業の実施に伴う経費は、神奈川県新聞社の負担金および（財）神奈川県厚生文化事業団からの負担金にて賄う。但し、付随して実施する関連事業に限定して協賛金を受ける場合がある。

(表彰の種類)

## 第4条

1. 表彰は、応募のあった団体のうちから、特に優れていると認められる活動などに対して神奈川県地域社会事業賞を授与する。なお、その件数は3件以内とする。
2. 被表彰団体には、正賞として賞状と、賞金20万円を授与する。
3. 奨励賞として、2団体以内に、正賞として賞状と、賞金10万円を授与する場合がある。

(対象となる活動)

## 第5条

対象となる活動は福祉、国際交流、教育、文化、環境、町おこしなどとするが、これら以外の分野でも特に制限はしない。

(対象となる団体)

## 第6条

1. 対象となる団体は、県内に拠点（代表者および事務局または連絡先）を置き、その活動も主として県内にて行われている団体のうち、次の各号に該当するものとする。
  - (1) 長期間にわたり継続して活動が続けられている団体であること。
  - (2) 活動を行っている参加者が、自主的に取り組んでいること。
  - (3) 地域の発展や生活環境の向上などに役立っていること。なお、地域の広狭は事例毎に判断する。
2. 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、原則として除くこととする。
  - (1) 自治体、その外郭団体および第3セクターなど、その活動を業務として行うことが本来の目的となっているもの。
  - (2) 株式会社などの企業体。但し、その企業体内で従業員・構成員の自由意思に基づいて行われているサークルなどはこの限りではない。
  - (3) 一個人またはそれに準ずるような少人数によるもの。
  - (4) 自治体またはその外郭団体から継続的に補助金を受けており、当該団体の活動資金として相当の比重を占めているもの。
  - (5) 過去に神奈川県地域社会事業賞を受賞したことがあるもの。
  - (6) その他主催者が不相当と判断したもの。

(応募)

#### 第7条

応募は、当該団体からの自薦もしくは当該団体以外の団体または個人からの推薦のいずれかによるものとし、所定の応募書類を事務局に請求し、次の各号に掲げる事項を明記、提出するものとする。なお応募にあたって団体は、次の各号の事項を説明するための補足資料を添付出来るものとし、主催者は、必要と認めるときは補足資料の提出を求めることが出来るものとする。

- (1) 団体の名称      (2) 設立年月      (3) 代表者名      (4) 会員（構成員）数  
(5) 所在地      (6) 活動内容

(被表彰団体等の決定)

#### 第8条

1. 被表彰団体等の決定は、主催者および主催者が委嘱する学識経験者等で構成する選考委員会において選考し、決定する。
2. 応募件数が概ね30件を超える場合は、神奈川新聞社内の本事業賞準備委員によって書類選考を行うことが出来るものとする。この場合は、次項に掲げる基礎調査のため、概ね20件程度を目安に選考を行うものとする。
3. 応募団体に関しては、応募内容の正確性、評価にあたっての不足資料を補い、客観的見地から当該団体の活動内容をまとめることを目的に、神奈川新聞社編集局が周辺取材・調査を行うものとする。
4. 前項の調査・取材結果にもとづいて、予備選考を実施する。
5. 最終選考会にて、被表彰団体を決定する。
6. 選考委員会等の設置および運営等の詳細は、別に定める。

(被推薦団体の了承)

#### 第9条

特に、推薦による応募については、予備選考終了後速やかに、推薦団体に対して被推薦団体の了承について確認を行うものとする。

(表彰の時期)

#### 第10条

表彰は、原則として毎年1回行うものとする。但し、特段の理由があるときはこの限りではない。

(事務局)

#### 第11条

事務局は神奈川新聞社地域連携局CSR事業部に置くものとする。事務局長はCSR事業部長が務めるものとし、事務局次長には事務運営担当としてCSR事業部員を、また調査・取材担当として編集局次長を充てるものとする。

(その他)

#### 第12条

その他必要な事項は、主催者が別に定める。

#### 附則

この要綱は、1998年(平成10年)6月1日から施行する。 1999年3月25日 一部改正。

2000年5月25日 一部改正。2001年4月1日 一部改正。2008年4月10日 一部改正。

2012年6月10日 一部改正。2016年6月1日 一部改正。2017年6月1日 一部改正。